自由提案型優良住宅部品評価基準

企業名　：　株式会社　日本アルミ
品　名　：　洗濯排水スリーブ

１．評価の対象

洗濯機の排水をホースで浴室内に流す際に、浴室の壁または浴室ドアにホースの挿入口を設け、洗濯の排水を確実に行うための部品で、以下の各要件を満たしているものを対象とする。

２．構成

部品の構成は、表－１による。＜図書＞

表－１　構成

必須構成部品	選択構成部品
排水スリーブ、化粧カバー（キャップ）*1 、止水パッキン、グロメット（ゴムパッキン）*2 、プレート類	－

*1：化粧カバー（キャップ）： グロメットを装着する台座で、化粧用の部品。

*2：グロメット（ゴムパッキン）：洗濯機の排水ホースのはずれ止めで、排水ホースのあばれ防止を兼ねるゴム系の部品。

３．材料

必須構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること。＜図書＞

４．施工範囲

構成部品の施工範囲は原則として下記とする。＜図書＞

（１）壁貫通取付の場合
　１）壁の穿孔
　２）排水スリーブ等の各部品の組立、取付
　３）取付後の検査

（２）方立または下框への取付の場合
　１）方立または下框の穿孔（あらかじめ工場で穿孔されている場合を除く）
　２）排水スリーブ等の各部品の組立、取付
　３）取付後の検査

５．寸法・取合い

（１）製作寸法許容差

各部材の製作寸法許容差は±１mm 以下とする。＜図書＞

６．性能

（１）機能性・快適性の確保

１）洗濯排水ホースの着脱の容易性、確実性

洗濯排水ホースの着脱（抜き差し）は、容易かつ確実に行えること。＜現物＞

２）洗濯排水ホースのはずれ防止

洗濯排水ホースは確実に挿入され、排水時の振動等により容易にはずれないこと。＜現物＞

3）水漏れの防止

排水ホースの有無にかかわらず、挿入口から脱衣室側に水漏れ等がなく、排水スリーブ等の取付部周辺から脱衣室側に水漏れ等がないこと。＜試験： BLFT:2005-02-01「散水試験」＞

（２）機械的抵抗力及び安定性の確保

品目別規定なし

（３）使用における安全性並びに保安性の確保

人の手が触れやすい部分に、バリ、メクレ、危険な突起物等がないこと。＜現物＞

（４）健康上の安全性

品目別規定なし

（５）火災に対する安全性の確保

品目別規定なし

（６）耐久性の確保

１）樹脂製部材の耐久性

樹脂製等の部材、ゴム系部材は、十分な耐久性を有していることを材料の性能データ等により確認されていること。＜図書＞

２）金属製部材の耐久性

金属製部材は、防錆等の配慮がされていること。＜図書＞

（７）環境に対する負荷の低減

品目別規定なし

（８）維持管理、交換の容易性の確保

取り替えパーツがある場合は、取り替えが可能であること。＜図書＞

７．適切な施工の担保

（１）施工説明書等の整備

施工者向けの説明書等（仕様書、マニュアルを含む）適切に施工するための書類が整備されていること。＜図書＞

（２）施工説明書等の記載内容及び記載範囲

施工説明書等の記載内容は、図等を用い分かりやすく説明されているものであること。なお、下記の項目について最低限明示されていること。＜図書＞

１）施工可能な取付条件等

２）現場での、各部品の加工・組立・取付手順、特殊工具、留意点等

①壁取付の場合

ａ.壁の穿孔

ｂ.排水スリーブの切断加工および化粧カバー、グロメット等の各部品の組立、取付等
ｃ.取付後の検査方法

②方立、下框取付の場合

ａ.方立、下框への穿孔（あらかじめ工場で穿孔されている場合を除く）
ｂ.排水スリーブ、化粧カバー、グロメット等の各部品の組立、取付等
ｃ.下框の水抜き穴の穿孔（あらかじめ工場で穿孔されている場合を除く）
ｄ.取付後の検査方法

3）排水スリーブ、化粧カバー（キャップ）等の納まり図

（3）その他

1）当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。

2）標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。

８．適切な取り扱いの担保

製品の取扱説明書等は、ユーザーが理解できるように図等を用いて分かりやすく説明され、確実にユーザーに渡されること。なお、下記の項目について最低限明示されていること。＜図書＞

1）誤使用防止のための指示・警告
2）事故防止のための指示・警告
3）製品の使用方法
4）製品に関する問い合わせ先

９．確実な供給体制の確保

（1）下記の項目について責任が持てる体制が整備されていること。＜図書＞

1）生産、輸送、施工についての体制
2）ユーザーが容易に購入できるための流通販売体制

（2）生産に対しては、「優良住宅部品認定基準（総則）」で定める「生産上の品質管理規準」に適合していること。＜図書＞

１０．品質保証及び確実な維持管理サービスの提供

（1）部品に係わる瑕疵(施工の瑕疵を含む)に対する無償修理保証期間は５年以上でメーカーの定める年数とする。これを明記した保証書又はこれに相当するものが確実にユーザーに渡されること。

＜宣言＞

（2）無償修理保証の対象及び期間並びに免責事項を記載した施工説明書等が施工者に、保証書又はこれに相当するものがユーザーにそれぞれ確実に渡されること。

＜宣言＞

（3）上記（2）の施工説明書等には次の１）及び２）が、保証書等には１）が明記されていること。＜宣言＞

１）　当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨

２）　施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求ができる旨

（４）苦情処理、ユーザーサービス体制が完備されており、責任を持って行えること。

＜宣言＞

（５）優良住宅部品の生産中止後において、認定を受けたものがユーザーに対して取り替えパーツを供給可能な期間は１０年以上とし、これを保証書等に明記すること。

なお、取り替えパーツの種類については、書類として用意されていること。＜宣言＞

「優良住宅部品評価基準（洗濯排水スリーブ）」の

解　説

この解説は、「優良住宅部品評価基準（洗濯排水スリーブ））」を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の改正内容

１．施工方法の明確化等の変更【　７．（３）　１０．（１）、（２）、（３）】

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びＢＬ保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

Ⅱ　要求性能の根拠

なし

Ⅲ　その他

１．基準改正の履歴

なし